

菰野町偉人マンガ「八重姫伝」 応援サポーター設置要綱

(設置)

第1条 菰野町偉人マンガ「八重姫伝」を活用して菰野町の郷土歴史等の魅力に関するプロモーション活動を行い、菰野町のイメージアップ、関係人口の増大及び地域振興を推進するため、菰野町偉人マンガ「八重姫伝」応援サポーター（以下「応援サポーター」という。）を設置する。

(活動)

第2条 応援サポーターは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 菰野町偉人マンガ「八重姫伝」を活用し、菰野町の魅力を写真、動画、イラスト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など各々得意な手段で菰野町内外に発信すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか、菰野町のPR、情報発信等を行うために必要な事項に関すること。

(町の支援)

第3条 町長は、応援サポーターが行うPR活動に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 菰野町偉人マンガ「八重姫伝」、 「八重姫伝」の関連品、刊行物等の提供
- (2) その他町長が適当と認める支援

(登録資格)

第4条 応援サポーターは、年齢、住所及び略歴は問わず、菰野町が好きで、菰野町の魅力発信やプロモーション活動ができる者とする。

(登録申請)

第5条 応援サポーターとして登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、菰野町偉人マンガ「八重姫伝」応援サポーター登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(登録)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認め

たときは、申請者を応援サポーターとして登録する。この場合において、町長は、当該申請者に対して、応援サポーター登録証を交付するものとする。

2 町長は、応援サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (2) 他者の中傷又は誹謗する行為があったとき。
- (3) 法令等に反する行為に反する行為を行ったとき。
- (4) 本人から登録の取消しの申出があったとき。
- (5) 町長が応援サポーターとして不適当と認めるとき。

(登録期間)

第7条 応援サポーターの登録期間は、登録をした日から起算して2年とする。

2 応援サポーターは、再登録することができる。

(守秘義務)

第8条 応援サポーターは、活動を通じて知り得た個人に関する情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。応援サポーターの任期が終了した後も、同様とする。

(報償)

第9条 応援サポーターの活動は、無償とする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

菰野町偉人マンガ「八重姫伝」応援サポーター登録申請書

申込日 年 月 日

菰野町長 あて

< 申込者 > 氏名 _____
住所 _____
職業・年齢 _____
電話番号 _____
E-mail _____

- 1、菰野町偉人マンガ「八重姫伝」応援サポーターの活動計画をご記入ください。
(例、Youtube 動画を作成する、ポスターを店先に掲示する、自由研究を行うなど)

- 2、菰野町偉人マンガ「八重姫伝」応援サポーターを申し込むに当たっての意見、意欲、感想などをご自由にお書きください。

送付先 〒510-1292 三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地

菰野町役場

TEL :

FAX :

mail :